

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

専 決 処 分 書

令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分する。

令和3年3月31日

鹿沼市長 佐藤 信

令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

令和2年度鹿沼市の国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,167千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,343,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		2,035,580	8,814	2,044,394
	1 国民健康保険税	2,035,580	8,814	2,044,394
4 県支出金		7,078,060	△98,022	6,980,038
	2 県補助金	7,051,901	△98,022	6,953,879
6 繰入金		1,068,204	△2,200	1,066,004
	1 他会計繰入金	703,388	△2,200	701,188
8 諸収入		46,802	29,241	76,043
	1 延滞金、加算金及び過料	18,004	8,500	26,504
	4 雑入	28,796	20,741	49,537
歳入合計		10,405,268	△62,167	10,343,101

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		6,902,048	△152,300	6,749,748
	1 療養諸費	6,007,815	△137,000	5,870,815
	2 高額療養費	851,814	△12,000	839,814
	4 出産育児諸費	33,617	△3,300	30,317
4 保健事業費		118,489	△32,900	85,589
	1 特定健康診査等事業費	118,489	△32,900	85,589
8 予備費		123,873	123,033	246,906
	1 予備費	123,873	123,033	246,906
歳 出 合 計		10,405,268	△62,167	10,343,101